毎週 火曜日·金曜日 (祝祭日に当たるときは翌日発行)

発行人 大 分 県

編集 三恵印刷株式会社

(定価 一箇年 三万八千八百八十円)

	フノブルハオー	くり亘りま	ーー・コマ	
) =	= = = =	第一八六号	令 和 三 年	
(火	曜	日)
令和三年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	開発行為の完了	公告	大分県警察技能指導官に関する規程の一部改正	警察本部訓令

玖珠都市計画区域の変更……………… 道路の供用開始(四件)……………………………………………………………………五 大分県の指定金融機関及び収納代理金融機関の取扱店舗及び取扱事務の一部改正……… 大分県大手町駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止…………………… Ħ 規 教育委員会告示 公安委員会規則 則 次 弄 七 六 应 应 应 Ė 七 る。 大分県規則第三号 「譲渡」を「譲渡し、」に、 第二号様式の 第一号様式中「揺懸」を「揺揺用田」に改める。 大分県庁舎等管理規則 大分県庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 氏 氏 令和三年三月二日 大分県庁舎等管理規則の一部を改正する規則 ′ ′ (表面) ○規 中 (昭和三十八年大分県規則第六十九号)の一部を次のように改正す 年 嚮 「ただ
たい」を
「
画
たい」
に
改
める。 歳 則 大分県知事 軐 焸 女 民 広 を に改め、同様式の(裏面) 瀬 勝 九 貞 $\overline{\bigcirc}$ $\overline{\bigcirc}$ 中

大分県直営工事執行規程の廃止………………………………………………………………九

甲

支報告書の要旨……

大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における各候補者の選挙運動に関する収

選挙管理委員会告示

七

附

則

この規則は、

公布の日から施行する

令和三年三月二日

る。

大分県大手町駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布す

大分県知事

広 瀬

勝

貞

大分県規則第四号

大分県大手町駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

十七号)は、廃止する。 大分県大手町駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則(平成二十二年大分県規則第五

則

この規則は、公布の日から施行する。

○公安委員会規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年3月2日

大分県公安委員会委員長 板 #

具

型

大分県公安委員会規則第2号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

ように改正する。 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則(平成21年大分県公安委員会規則第6号)の一部を次の

り、第4項を第3項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。 第8条第2項中「第11条第1項第5号」の次に「及び第6号」を加え、同条中第3項を削

10 10

戝 籴

第1号様式中「⑪」及び備考1を削り、備考2を備考とする。

第2号様式及び第3号様式中「⑪」及び備考を削る。

第4号様式中「⑪」及び備考2を削り、備考1を備考とする

第5号様式中「⑪」を削る。

第6号様式中「⑨」及び備考を削る

第7号様式中「⑩」を削る。

第8号様式中「⑪」及び備考を削る。

第9号様式及び第10号様式を次のように改める。

第9号樣式 (第8条関係)

	の 9 第 1 項の指示を受け にない者であることを誓	私は、銃砲刀剣類所持等 猟銃の所持の許可の申請 猟銃の所持の許可の更新	大分県公安委員会 殿	
最 住 業 引	し に	総法 (□第4に第7		**
	かつ、気けるべき	: 条の2第1項の規 : 条の3第1項の規 5日前3年以内に同	年月	
	事曲が	定 定 に まってい 第10	ш	

瘟 淅 該当する事項の□内にレ印を記入すること。

氏名

第10号樣式

第11号様式中「飹」 及び備考を削る

第12号様式中「⑪」及び備考1を削り、 備考2を備考とする。

第13号様式中「⑪」及び備考を削る。

第14号様式中「⑪」を削る。

第15号様式中「⑪」を削り、同様式の備考中「はり」を「貼り」に改める。

第16号様式中「⑪」を削る。

ているかどうか、」を加える。 「保管しているかどうか、」の次に「若しくは第9条の11第3項の規定による指名が行われ 第17号様式中の(裏)中「若しくは第9条の7第2項」を「第9条の7第2項」に改め、

第18号様式及び第19号様式中「⑪」及び備考1を削り、備考2を備考とする。

この規則は、公布の日から施行する

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月2日

大分県公安委員会委員長 板 # 具

型

大分県公安委員会規則第3号

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

大分県道路交通法施行細則(昭和51年大分県公安委員会規則第2号)の一部を次のように

第3条第3項第1号ア中「運転免許証」の次に「(以下「免許証」という。)」を加え

第8条第4項第1号中「運転免許証」を「免許証」に改める

を「免許証」に改める。 項第3号中「現に運転免許」の次に「(以下「免許」という。)」を加え、「運転免許証」 第15条第2項第1号中「又は住民票」を「若しくは住民票の写し又は免許証」に改め、同

第21条を次のように改める

(運転免許試験等の場所及び期日)

第21条 規定する緊急自動車の運転資格の審査、施行規則第18条の5に規定する限定解除審査、法 3 第1項、同条第2項、第32条の3の2第2項、第32条の5第1項若しくは同条第2項に 法第89条第1項の運転免許試験、法第89条第3項に規定する技能検査、令第32条の

> 他の特別の事由がある場合は、指定した日時に行わないことができる。 第97条の2第2項の規定による確認又は法第100条の2第1項に規定する再試験(以下 「免許試験等」という。)は、実施の日時を指定して行うものとする。ただし、災害その

ものとする 免許試験等は、大分県運転免許センターその他公安委員会の指定する場所において行う

第21条の2を削る

第21条の2の2の見出し中「場所及び期日等」を「申請」に改め、同条第1項を削り、 皿

条第2項中「前項」を「緊急自動車の運転資格」に改め、同項を第21条の2とする。

第21条の2の3及び第21条の3を削る。

第22条中「免許試験」を「運転免許試験」に改める。

第23条第1項中「運転免許証(以下「免許証」という。)」を「免許証」に改め、同条第

2項中「運転免許(以下「免許」という。)」を「免許」に改める。

第3号様式中「⑩」及び備考を削る。

第4号様式中「⑪」及び備考2を削り、備考1を備考とする

第7号様式の2中「⑪」及び備考を削る。

第9号様式及び第9号様式の2中「⑪」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。

考1を備考とする。 第11号様式、第11号様式の2、第14号様式及び第15号様式中「⑩」及び備考2を削り、 瘇

第16号様式中「第21条の2の2」を「第21条の2」に改める。

光とする。 第23号様式中「⑪」及び備考1を削り、備考2中「はり」を「貼り」に改め、備考2を備

第29号様式中「⑪」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。

浬

この規則は、公布の日から施行する。

〇告

示

大分県告示第百四十八号

| の提出期限のうち、令和二年中の所得に係るものについては、年の中途において事業を廃止 二項の規定により、 した場合を除き、令和三年四月十五日まで延長する。 大分県税条例(昭和二十五年大分県条例第四十五号。以下「条例」という。)第十二条第 条例第三十五条の八第一項及び第二項に規定する個人の事業税の申告書

J	ţ
クリギ	了是段
	(HT)

					-		-	-			
	***	}	第五十二号	大分果告示第百	大分市役所	三・二二まで	地区 令三・大久保溜池 令三・		県営農村地域防災減災事業	村地域防	県営農村
	=======================================		○番二まで		縦覧場所	覧期間	地区名	名地	業	事	
一 四 •	二九・四	後	豊後大野市千歳町新設字ノノキ六六一番三から	<u> </u>	勝貞	広瀬	大分県知事				
			豊後大野市千歳町新殿字ノソキ六一	殿線					月二日	令和三年三月二日	令和
				県道山内新				知事に対し審査請求をすることができる。	査請求を	に対し審	に知事に
- - <u>p</u>	〜 四 ・ 六) 斧二 にご 豊後大野市千歳町新殿字ノソキ六六		して十五日以内	の翌日から起算	縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内	利害関係人で異議のあるものは、縦	係人で異	=	なお、
- - - - - -	二九・四	ń	七番一地先から		-	を縦覧に供する	多更計画書の写し	R	のとおり		規定により、
			豊参大野市丘菱丁所設字ノノキヤー			用する司去第八	司条第六頁におハて隼用する司去第八十七条第五	土地攻良事業の計画を変更したので、司条章	計画を変	艮事業の	土地收良
	\(\frac{1}{7} \cdot \)				より、次の県営	第一項の規定に	立号)第八十八条	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第一項の規定により、	昭和二十	改良法(土地改
六八・五		後	一番四まで日本市住内町直野内山字原畑一〇一						五十号	_亡 示第 百	大分県告示第百五十号
	7			別泉田野庄		~~~~~	~~~~~~		~~~~		
六八・五	一一 - 八	前				オーピー映画	で	喪服の快楽 抜かない	喪服		"
						オーピー映画	ぎゅっとしめる	若妻トライアングルージ	/ 若		"
六〇・〇	〜四八・五	後	匹番一地失まで		おそれがある。	新東宝映画		拷問女暗黒史	拷問		"
)		豊後大野市千歳町下山字山久保九〇	殿線	窓 で 第し その 健全	新東宝映画		い凌辱	赤い		"
六〇・〇	一 五四 六・〇	前	八番一地先から 豊後大野市千歳町下山字山久保八九	県道三重新	ש פון	オーピー映画	全部やっちゃおう	たわわな気持ちを部っ	画たわ	六映	二言
メートル	メートル				5 E	又は配給社名		是	类		才
延長	敷地の幅員	前後別	区間	及び路線名	旨 崔 里 由		Z	国	頁	<u>]</u> 重	旨定手月日
		区域変更		道路の種類	勝貞	広瀬	大分県知事				
勝貞	広瀬	大分県知事	大分						月二日	令和三年三月二日	令和
			年三月二日	令和三年三				١٥	れを有害興行に指定した。	吉興行に	れを有宝
			般の縦覧に供する。	_	規定により、こ	第二十条第二項の規定により、	一年大分県条例第四十号)第	(昭和四十一年大分県冬		に関する	な育成に関する条例
=課に備え置いて	·建築部道路保全	大分県土木	:図面は、令和三年三月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて	その関係図面は、	、青少年の健全	一認められるので	るおそれがあると	青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、	青少年の	次の興行は、	次の鼠
			する。	区域を変更する				Ĺ	大分県告示第百四十九号	吉 示第百	大分県生
次のように道路の		条第一項の	(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、	道路法(***************************************	}		
			大分県告示第百五十一号	大分県告示	勝貞	広瀬	大分県知事				
									月二日	令和三年三月二日	一
				1							

		少			1		
	ら市市庄内町直野内山字底畑一〇〇八番二か	長当日予に内泉	- - - - -	一 四 : 二	发	宇佐市大字山口字深水越二三四番三	津線
				-			県道円座中
	まで豊後大野市緒方町上冬原字トヲノヲ三五番三豊後大野市緒方町上冬原字トヲノヲ三五番三	県道緒方高千穂線	- メートル	一	前	地内宇佐市大字山口字深水越二三四番一	
	豊後大野市渚方町徳田字米山一三番七かっ				前後別		及び路網名
供用開始年月日	供用開始区間	道路の種類及び路線名	延長	, 敷地の幅員	域後変	区間	道路の種類
勝貞	大分県知事 広 瀬		勝貞	広瀬	大分県知事	大:	
		令和三年三月二日				令和三年三月二日	令和三:
		一般の縦覧に供する。				に供する。	一般の縦覧に供する。
保全課に備え置いて	令和三年三月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて	その関係図面は、令和	至課に備え置いて	木建築部道路保会	间大分県土	図面は、令和三年三月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置する。	その関係図面は、
、次のように道路の	・ おこっ。	道路法(昭和二十七年	次のように道路の	項の規定により、次	第十八条第一項	一十七年法律第百八十号)	道路法(
		大分県告示第百五十五号					大分県告示
	***************************************	~~~~		***************************************	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·····	
令三・ 三・ 二	杵築市大字溝井字向一四八四番二○地内	県道大田杵築線		- - - -		○番一四まで	
令三・ 三・一五	で、おいて、おいで、おいで、おいで、おいで、おいで、おいで、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	県道佐田山香線		一 九 二 六 六 六	後	久朱耶久朱叮大字太田字公言四一二○番一地先から 玖珠郡玖珠町大字太田字松信四一三	国線
	杵築市山香町大字立石字松ケ尾四三一三番二					○番一四地先まで	県道玖珠山
供用開始年月日	供用開始区間	道路の種類及び路線名	1110.0	ー 〜 一 ・ 五 ・ 六	前	玖珠郡玖珠町大字太田字松信四一二 ○番一地先から	
勝貞	大分県知事 広 瀬		メートル	メートル		玖珠郡玖珠町大字太田字松信四一三	
		一般の縦覧に供する。	延長	敷地の幅員	前 後 別	区間	及び路線名 道路の種類
保全課に備え置いて	その関係図面は、令和三年三月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて用を開始する。	その関係図面は、令和 供用を開始する。	勝貞	広瀬	大分県知事		
、次のように道路の	道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、	道路法(昭和二十七年				令和三年三月二日 	令和三
· ·		大分県告示第百五十四号	至課に備え置いて	木建築部道路保入	间大分県土	の縦覧に供する。の関係図面は、令和三年三月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いての関係図面は、令和三年三月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて	一般の縦覧に供する
						する。	区域を変更する。
九		地内	次のように道路の	項の規定により、次	第十八条第一項	(昭和二十七年法律第百八十号) 第十日	道路法(

令和三年三月二日

大分県報 (告示)

大分県報	
(告示)	

- 豊後大野市千歳町新数字ノソキ六一一番三か
ノソキ六ーー
占
により、次のとおり玖珠都市計画区域を変更する。
令和三年三月二日
大分県告示第百五十六号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の 一 都市計画区域の名称
供用を開始する。
その関係図面は、令和三年三月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて 二 都市計画区域の変更に係る土地の区域
一般の縦覧に供する。
令和三年三月二日 玖珠郡玖珠町大字四日市字祝林、字西ノ原、字上ノ原及び字井ノ尻の各一部並びに大
大分県知事 広 瀬 勝 貞 字綾垣字池ノ原及び字下綾垣の各一部
道路の種類及び路線名 供用開始区間 供用開始年月日 ② 都市計画区域から除外される土地の区域
玖珠郡玖珠町大字太田字松信四一三〇番一地
全元章二月二日 全元章二月二日 全元章二月二日 全元章二月四十五天)の一音を次のはでは正正であ
大分県告示第百五十七号
共用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の 第三条の表その一中
その関係図面は、令和三年三月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて┃ ┃ 大分県農業協同組合 ┃ 大分県内のすべ┃
©。
令和三年三月二日 合
大分県知事 広 瀬 勝 貞 玖珠九重農業協同組合 を
道路の種類及び路線名 供用開始区間 供用開始年月日 大分大山町農業協同組
字佐市大字山口字尾鼻一五番三まで - 「九重丁反日豊産協司阻」は斤字佐市大字山口字尾鼻一五番五から - 合
令三· 三· 二 合

		告示	選挙管理委員会告示	○選挙管								令和三年三月二日	令和二
									担定する。	俗文化財にお	次に掲げる文化財を県指定有形民俗文化財に指定する。	文化財を県	次に掲げる
						り、 	の規定によ	(昭和三十年大分県条例第十二号)第三十条第一項の規定により、	采例第十二号)	- 年大分県冬		大分県文化財保護条例	大分県文
番地及び一九八日日オプラルフ	日 番地田和六十一年三月三十一 香地	日昭和六十	筏場目鏡橋	八二号	建第一	建 造 物		}			第二号	大分県教育委員会告示第二号	大分県教育
所在地		指定	名	定番号	別指	種	治郎		代基	[]		- 1 2 1	-
員	大分 県 教 育						-	宇佐市大字下高一	明~明台寺平安時代後	띄 띄 났		- 馬牟豊文書	古 文 小
		્રે	令和三年三月二日に掲げる県指定有形文化財の指定を解除する。	月二日	令和三年三月二日げる県指定有形文		吉一圓明寺	○八九番地国東市武蔵町成吉	南北朝時代	躯	来坐像	木造釈迦如来坐像	
規定により、次	一号)第五条第一項の規定により、	·条例第十二	(昭和三十年大分県条例第十二号)	保護条例 会告示第8	大分県教育委員.	大	六番 光嚴寺	地一	期 鎌倉時代後	躯	面観音菩薩立	像 木造十 一面	刻
番地	一 写客/下一五〇一番地	タ シ イ 材	る沿海性プタシイ材			者	所有者	所在の場所	時代	員数	称	名	種別
番 - 天満社	二八一番地、一三八二番地三八一番地、一三八〇番地三八二番地		• • •	向田天満社自然林		会 天然記念物	委員	分県教育	大				\ \frac{1}{2}
・○野-番一						Y	規 に よ り	第四条第一項の規定により	有形文化財に指定する。(昭和三十年) ケリックリング	別に指定する		令和三年三月二日 掲げる文化財を県指定 プタリアの記録を	おおがるかまます。 おんき おんり おんり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かんり か
所有者	所 在 地	項	特記事項	名称	分		見きここ)		ミ引等 トニュア	手 て テ 長	列 (2011年) 第一号	て分具なとする変に列(2)大分県教育委員会告示第一号	大分県教育
委員会	大分県教育									1	- The state of the	(
				月二日	令和三年三月二日	<u></u>				会告示)教育委員会告示		
一項の規定によ	/指定天然記念物に指定する。 (昭和三十年大分県条例第十二号)第三十五条第一項の規定によIUI	!指定する。	次に掲げる文化財を県指定天然記念物に指定する。、分県文化財保護条例(昭和三十年大分県条例第十県教育委員会普万第三号	文化財を倶会 発売 (会)	り、次に掲げる大分県文化財大分県教育委員	り、次の大会に			ି	から施行する	〜和三年四月一日から施行する。		この告示は、
	•											ı	合
二五 超 期 克 地区	豊後高田市夷 九一番地 豊後高田市夷字田中二五	現代江戸時代~	八点	附庚申待上	講関係資料一式	講覧版			に改める。		組組の店舗	大分大山町農業協同組合・	大合べっぷ
所有者	所 在 地	時代	員数	称	名					大分県内の全て		大分県農業協同組合	大分県
委員会	大分県教育												

大分県選挙管理委員会告示第十一号

関する収入及び支出の報告書の要旨を次のとおり公表する。月六日執行の大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における各候補者の選挙運動に公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十二条第一項の規定により、令和二年十二

令和三年三月二日

第一回報告分

大分県選挙管理委員会委員長 一 木

俊

廣

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和2年12月6日執行大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,633,100円

収支報告書の要旨

ယ

坟 入	出納責任者氏名	候補者氏名
		衛藤 陽平
	日隈 一秀	所属党派
対 田		無所属
		期間
	12H17H # C	t &
		第1回分

7076,066	<u> </u>			
020 520 🖽	<u>ф</u>			
810,360円		ポスターの作成	額ポス	負担相当
120,160円		ビラの作成	費ビラ	支出のうち公司
金額	Ħ	項		
3,917,242 3,917,242	今回計 計	3,010,000 3,010,000		今回計 総 計
		0 0	0件	その他の寄际その他の収入
1,710	雑費			
0	休 泊 費			
333,984	食糧 費			
25,755	文 具 費			
1,152,030	広 告 費			
1,098,000	印刷 費			
0	交 通 費			
46,613	通信費	10,000	会社役員	安部 武己
44,350	集合会場費		(職業)	(氏 名)
734,800	選挙事務所費	3,000,000円		衛藤陽平後接会
779,150	家 屋 費	(寄附額)		(団体名)
480,000円				主たる寄附
	H			>

報告書受理年月日

令和2年12月21日

第1回報告分

	1 選挙の種類 令和2年12月6日	1 選挙の種類 令和2年12月6日執行大分県	令和 2 年12月 6 E
「場所決計の田山・1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、			
(1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2年12月6日勢	2年12月6日勢	2年12月6日勢
日今谷の世間路(汗山海水涌半井田路)	Shirt.	diam.	Shirt.
、相阳始(光台、泉兴、清新、弗田、纳)	diam.	具議会議員九重町・玖玢	具議会議員九重
· (本) 中人, (本)	L重町・玖珠町	L重町・玖珠町	と表口言文目 L重町・玖珠町
油弗田佑)	玖珠町選挙区補欠選挙	朱町選挙区補り	- 朱町選挙区補5
	j 欠選挙	 大選挙	放選挙
ı			
	令 一	令 「	令 -
	甲	甲	甲

大分県訓令甲第一号

期間 11月7日から 12月21日まで 5,633,100円 第1回分 大分県直営工事執行規程 令和三年三月二日 (昭和三十三年大分県訓令第十三号)は、 廃止する。 土 土 木 木 事 建 築 務

この訓令は、

150,000 135,000円

主たる寄附

<u>日</u>

人家

集合会場費 選挙事務所費 口

出納責任者氏名

侯

徭

茶

 \mathbb{H}

至

之三

克巴

河風

完 派

黨

严

厩

敏幸

Œ

収支報告書の要旨

◯警察本部訓 令

大分県警察本部訓令第2号

150,000 0 6.566 0 279,109 366,668 20,420

通交印広文食休維

427,500

45,000

信通刷告具糧油

費費費費

ように改正する。 大分県警察技能指導官に関する規程(平成26年大分県警察本部訓令第8号)の一部を次の

葱苣

籨

部 校 署

 \forall ₩

籨

令和3年3月2日

第5条を削る。

その街の部路

420

1,436,169

今回計 総 計

1,436,169

今回計 総 計

1,436,169

点

Ш

金

篮

1,436,169 1,436,169

> 由して警察本部長に」を加え、「委員長に」を削り、同条を第5条とする。 第6条第2項中「前項の」の次に「規定による」を、「ときは、」の次に「警務部長を経

大分県警察本部長

*

进

闽

典

に改め、同条を第6条とする。 第7条第1項中「委員会の審査結果」を「前条第2項又は次条第2項の規定による上申」

由して警察本部長に」を加え、「委員長に」を削り、同条を第7条とする。 第8条第2項中「前項の」の次に「規定による」を、「ときは、」の次に「警務部長を経

別表の刑事部門の項中「暴力団対策」を「組織犯罪対策」に改める 第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

令和三年三月二日

第1

回報告分

279,109円 174,240円 104,869円

数许

1

KĮK

理年

Д

Ш

令和2年12月21日

負 \forall

描

账 公

盤 費

ポスターの作成 ビラの作成

ᄪ

出の

رر

54

大分県報(選管委告示・訓令甲・警察本部訓令)

大分県知事

広

瀬

勝

貞

所 部

附 則

公示の日から施行する。

三 二 四 級建築士試験及び木造建築士試験を実施する。 開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。 2 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定により、次のとおり令和三年二 1 都市計画法 この訓令は、令和3年3月2日から施行する。 試験の期日及び時間 完了検査年月日 許可を受けた者の住所及び名称・氏名 開発区域の面積 豊後大野市三重町赤嶺字深田千五百五十二番ほか六筆(二工区) 開発区域に含まれる地域の名称 令和三年三月二日 令和三年二月一日 大分市大字古国府二百四十三番地九 三千百六十六・四四平方メートル 令和三年三月二日 設計製図の試験 学科の試験 午前十一時から午後四時まで 木造建築士試験 株式会社ホームインプルーブメントひろせ 午前十時十分から午後五時二十分まで 木造建築士試験 二級建築士試験 一級建築士試験 代表取締役 (昭和四十三年法律第百号)第三十六条第二項の規定により、 〇公 中 令和三年十月十日 (日) 令和三年七月十一日(日) 令和三年九月十二日 (日) 令和三年七月四日 澤 孝 志 告 大分県知事 大分県知事 広 広 瀬 瀬 次の開発区域の 勝 勝 貞 貞 Ŧī. 四 三 2 1 2 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじ 定)、木造建築士試験は同年九月七日(火)(予定)に発表する。 その他 受験申込手続 試験の場所 術教育普及センターのホームページ(https://www.jaeic.or.jp/)において公表する。 令和三年十二月二日 (木) までにセンター本部に申し出ること。 がいがあり、インターネットの利用が困難である場合等)は、令和三年四月七日(水) め、受付期間内にセンター本部にその旨を申し出ること。 なお、学科の試験については、二級建築士試験は令和三年八月二十四日 合格者の発表 し、申し込むこと。 新規受験者を含めた全ての者がインターネットによる受験申込みを行うものとする。 木造建築士 一級建築士 設計製図の試験の課題は、令和三年六月九日(水)(予定)から公益財団法人建築技 受験申込方法 受験申込受付期間及び受付時間 受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで 学科の試験 学科の試験 なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合(身体に障 令和三年四月一日(木)から同月十五日(木)まで 設計製図の試験 設計製図の試験 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページにおいて、必要事項を入力 大分県立芸術文化短期大学 大分県立芸術文化短期大学 大分県立芸術文化短期大学 大分県立芸術文化短期大学 (予定) 大分市上野丘東一—一一 大分市上野丘東一——一 大分市上野丘東一—一一 大分市上野丘東一—一一 火

争